

国際出願に係る手数料の軽減措置及び国際出願促進交付金交付措置における 研究開発型中小企業（法人・個人事業主） の要件詳細

2019年3月

2019年4月1日以降に特許庁が受理する国際出願に係る軽減措置、及び2019年4月1日以降に特許庁が受理する交付金交付申請に係る交付措置の対象となる研究開発型中小企業（法人・個人事業主）の要件は以下のとおりです。

申請日（提出日）において、以下に該当すること

(1)個人事業主の場合

以下の（a）、（b）いずれにも該当すること

(a) 以下の「従業員数要件」を満たしている個人事業主であること

(b) [研究開発要件](#) を満たしていること

	業種	常時使用する 従業員数 [※]
--	----	-----------------------------

イ	製造業、建設業、運輸業その他の業種（ロからトまでに掲げる業種を除く。）	300 人以下
ロ	卸売業	100 人以下
ハ	サービス業（ヘ及びトに掲げる業種を除く。）	100 人以下
ニ	小売業	50 人以下
ホ	ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	900 人以下
ヘ	ソフトウェア業又は情報処理サービス業	300 人以下
ト	旅館業	200 人以下
<p>【備考】 表中のイ～トの業種に対応する者は、特許法施行令第 10 条第 1 号イ～トに該当する者である。</p>		

（２）会社の場合（以下のいずれにも該当すること）

以下の（a）、（b）いずれにも該当すること

（a）以下の「従業員数要件」又は「資本金額要件」のいずれかを満たしている会社であること

(b) 研究開発要件 を満たしていること

	業種	常時使用する 従業員数※	資本金額 又は出資総額
イ	製造業、建設業、運輸業その他の業種（□からトまでに掲げる業種を除く。）	300 人以下	3 億円以下
□	卸売業	100 人以下	1 億円以下
ハ	サービス業（へ及びトに掲げる業種を除く。）	100 人以下	5,000 万円以下
ニ	小売業	50 人以下	5,000 万円以下
ホ	ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	900 人以下	3 億円以下
ヘ	ソフトウェア業又は情報処理サービス業	300 人以下	3 億円以下
ト	旅館業	200 人以下	5,000 万円以下

[備考] 表中のイ～トの業種に対応する者は、特許法施行令第 10 条第 1 号イ～トに該当する者である。

(3) 組合の場合

以下の (a)、(b) いずれにも該当すること

(a) 以下の表のいずれかに該当する組合であること

(b) [研究開発要件](#) を満たしていること

組合
• 企業組合
• 協業組合
• 事業協同組合 • 事業協同小組合 • 協同組合連合会
• 農業協同組合 • 農業協同組合連合会
• 漁業協同組合

- 漁業協同組合連合会
- 水産加工業協同組合
- 水産加工業協同組合連合会

- 森林組合
- 森林組合連合会

- 商工組合
- 商工組合連合会

- 商店街振興組合
- 商店街振興組合連合会

- 消費生活協同組合
- 消費生活協同組合連合会

- 酒造組合、酒造組合連合会及び酒造組合中央会であって、その直接又は間接の構成員たる酒類製造業者の3分の2以上が3億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人であるもの

- 酒造組合、酒造組合連合会及び酒造組合中央会であって、その直接又は間接の構成員たる酒類製造業者の3分の2以上が常時300人以下の従業員[※]を使用する者であるもの
- 酒販組合、酒販組合連合会及び酒販組合中央会であって、その直接又は間接の構成員たる酒類販売業者の3分の2以上が5,000万円（酒類卸売業者については、1億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人であるもの
- 酒販組合、酒販組合連合会及び酒販組合中央会であって、その直接又は間接の構成員たる酒類販売業者の3分の2以上が常時50人（酒類卸売業者については、100人）以下の従業員[※]を使用する者であるもの

（4）NPO 法人の場合

以下の（a）、（b）いずれにも該当すること

（a）以下の「従業員数要件」を満たしている NPO 法人であること

（b）[研究開発要件](#) を満たしていること

業種	常時使用する 従業員数 [※]
----	-----------------------------

以下の業種（小売業、卸売業及びサービス業）以外の業種	300 人以下
小売業	50 人以下
卸売業又はサービス業	100 人以下

※ 常時使用する従業員は、労働基準法第 20 条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」を指します。このため、正社員に準じた労働形態である場合には従業員として扱います。一方、会社役員は「予め解雇の予告を必要とする者」に該当しないので、常時使用する従業員として扱いません。また、アルバイトやパートについては、労働基準法第 20 条をもとに個別に判断されます。アルバイトやパートの扱いの具体例は以下のとおりです。

（具体例）

- 日々雇い入れられる者（アルバイト等）は原則含みません。

（注）1 か月を超えて引き続き使用される場合は含まれることとなります。

- 2 か月以内の期間を定めて使用される者は原則含みません。

（注）所定の期間を超えて引き続き使用される者は含みます。

- 季節的業務に 4 か月以内の期間を定めて使用される者は原則含みません。

（注）所定の期間を超えて引き続き使用される者は含みます。

※ 研究開発要件について

(1) 個人事業主の場合

以下の(3) 研究開発要件の(a)、(c)～(f)のいずれかに該当すること

(2) 会社・組合・NPO 法人の場合

以下の(3) 研究開発要件の(b)～(f)のいずれかに該当すること

(3) 研究開発要件

(a) 軽減申請の日の属する年の前年1年間(軽減申請の日の属する月が1月から3月までである場合には、前々年1年間)において、試験研究費等比率(1年間における試験研究費及び開発費の合計額の事業所得に係る総収入金額に対する割合)が3%を超えるもの(ただし、軽減申請の日において事業を開始した日以後27月を経過していないもののうち試験研究費等比率を算定することができない場合は、常勤の研究者の数が2人以上であり、かつ、当該研究者の数の事業主及び従業員の数の合計に対する割合が10%以上であるもの)

(b) 軽減申請の日の属する事業年度の前事業年度(軽減申請の日が前事業年度経過後2月以内である場合には、前々事業年度)において、試験研究費等比率(1事業年度における試験研究費及び開発費の合計額の収入金額(総収入金額から固定資産又は有価証券の譲渡による収入金額を控除した金額)に対する割合)が3%を超えるもの(ただし、軽減申請の日において設立の日以後26月を経過していないもののうち試験研究費等比率を算定することができない場合は、常勤の研究者の数が2人以上であ

り、かつ、当該研究者の数の常勤の役員及び従業員の数の合計に対する割合が 10%以上であるもの)

(c) その特許発明又は発明が中小企業等経営強化法第 2 条第 15 項に規定する特定補助金等を交付された新技術に関する研究開発の事業の成果に係るもの（当該事業の終了の日から起算して 2 年以内に出願されたものに限る。）である場合において、当該特定補助金等を交付された者

(d) その特許発明又は発明が中小企業等経営強化法第 9 条第 2 項に規定する承認経営革新計画に従って行われる経営革新のための事業（技術に関する研究開発に係るものに限る。）の成果に係るもの（当該承認経営革新計画の終了の日から起算して 2 年以内に出願されたものに限る。）又はその成果を実施するために必要となるものとして当該承認経営革新計画に従って承継した特許権若しくは特許を受ける権利に係るものである場合において、当該経営革新のための事業を行う者

(e) その特許発明又は発明が中小企業等経営強化法第 11 条第 3 項に規定する認定異分野連携新事業分野開拓計画に従って行われる異分野連携新事業分野開拓に係る事業（技術に関する研究開発に係るものに限る。）の成果に係るもの（当該認定異分野連携新事業分野開拓計画の終了の日から起算して 2 年以内に出願されたものに限る。）又はその成果を実施するために必要となるものとして当該認定異分野連携新事業分野開拓計画に従って承継

した特許権若しくは特許を受ける権利に係るものである場合において、当該異分野連携新
事業分野開拓に係る事業を行う者

(f) その特許発明又は発明が中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律第5条
第2項に規定する認定計画に従って行われる特定研究開発等の成果に係るもの（当該認定
計画の終了の日から起算して2年以内に出願されたものに限る。）又はその成果を実施す
るために必要となるものとして当該認定計画に従って承継した特許権若しくは特許を受け
る権利に係るものである場合において、当該特定研究開発等を行う者

[更新日 2019年3月1日]

お問い合わせ

特許庁総務部総務課調整班

電話：代表 03-3581-1101 内線 2105

[お問い合わせフォーム](#)